

政治的判断形成のための社会科地理授業

Teaching Geography for Political Education

服部 一 秀*

HATTORI Kazuhide

要約: 本小稿の目的は、社会科地理授業改革の方向性や可能性について検討することである。地理授業の学習領域をめぐる、地域理解の学習、地域社会認識の学習、地域社会形成の学習という三つの選択肢が考えられる。社会科の地理授業においては、その学習領域を地域理解の学習に留めず、地域社会認識の学習や地域社会形成の学習にまで広げることが重要である。「国家・社会の形成者」の育成に向け、無批判的政治的判断教化の地理授業ではなく、批判的政治的判断形成の地理授業が求められるからである。地域社会認識の学習による批判的判断の間接的形成に限らず、地域社会形成の学習による批判的判断の直接的形成も、地理授業において必要であるし、可能である。

キーワード: 社会科 地理授業 政治的判断形成 脱権力化 公共圏化

I はじめに

地理授業は現状のままでよいのだろうか。「民主的、平和的な国家・社会の形成者」を育成していくための社会科の授業として、どこまでを地理授業は担わなければならないのだろうか。また、そこまでを担いうる地理授業は、どのようにして可能となるのであろうか。

近年、中学校の地理授業は、変化したといわれる。確かに、以前よりも、課題解決的な学習展開の授業が多くなったし、学習者のさまざまな活動も重視されるようになった。その契機となったものは、1998年の中学校学習指導要領改訂である。この第7次改訂において地理的分野は再編され（岩田 [2000: 38-39], 永田 [2001: 15], 服部 [2001: 4], 他, 参照）、「地域的特色をとらえるための視点や方法」を段階的に学ばせつつ自国土の理解へと収斂させていくかたちに改められた。これが契機となり、地理授業では学習者の知識習得の過程を内容そのものの筋みちではなく、内容の追究の筋みちに従ったものにするのが狙われるようになった。

とはいえ、地理授業は抜本的に変わったとまではいえない。地理的分野の学習指導要領でも「地域的特色」という文言が多用されていたり、自国の国土の地域的特色を理解する自国土理解が結局は目指されていたりし、実際の地理授業では殆どの場合、既存の地域そのものを知る学習をこえることなく、その枠内で授業改善が目指されている。地域について何を学ばせるかという実質的な中身の改変がすすめられているわけではない。たとえ地歴公の三分野制を維持するとしても、地理授業をこれまでの通りに地域そのものの学習に留めておいてもよいのであろうか。「国家・社会の形成者」の育成に向けた社会科の地理授業では、どこまでを学習領域としなければならないのだろうか。また、これまでよりも学習領域を広げるとすれば、どのようにすればよいのだろうか。

本小稿では、地理授業改革の方向性や可能性を探るべく、社会科としての地理授業の役割と構成について考察したい。地理授業の射程範囲を探るとともに、それに応えるために必要なことを明らかにし、地理授業の在り方を問いなおすことにしよう。

*社会科教育講座

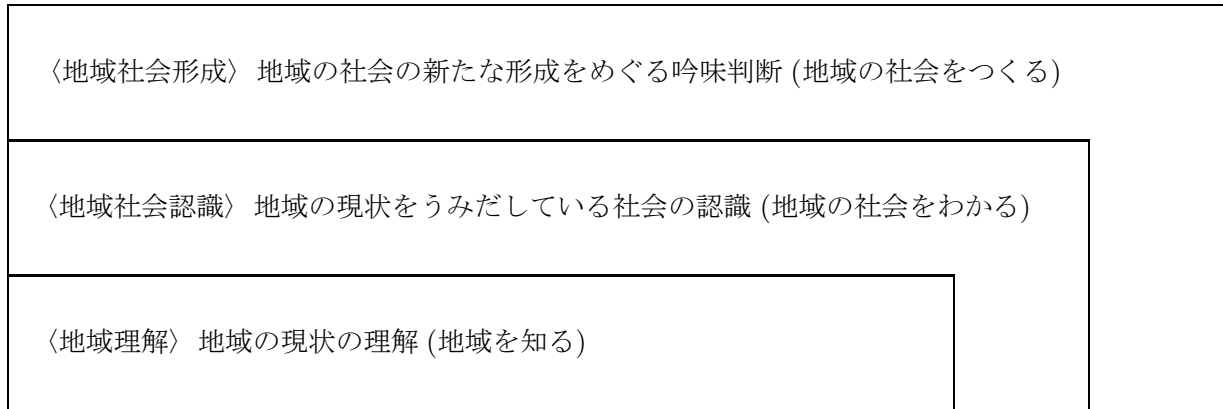


図 1 地理授業の学習領域－三つの選択肢

II 地理授業の射程

社会科の地理授業において地域について取り扱うとしても、どこまで学習をすすめる必要があるのだろうか。社会科地理授業の射程について先ずは考察してみよう。

1 三つの選択肢

教科の領域における地理授業の学習領域として、図1のように三つの選択肢が考えられるだろう。

第一の選択肢は、地域の現状を理解する地域理解の学習に留めるというものである。地域を知る学習といえるだろう。第二の選択肢は、地域の現状をうみだしている社会を認識する地域社会認識の学習まですすめるというものである。地域の社会をわかる学習といえるだろう。第三の選択肢は、さらに地域の社会の新たな形成について吟味判断する地域社会形成の学習を可能にするというものである。社会の形成の学習といっても意思形成を行うものであるが、地域の社会をつくる学習と呼べるだろう。

地域理解の学習、地域社会認識の学習、地域社会形成の学習は、図1の通り、前者を後者が包含する関係にある。第一の選択肢から第二の選択肢、第二の選択肢から第三の選択肢へと移行するにつれて、地理授業の学習領域は広がっていく。

各々について概略し、地理授業は三つのなかのどこまでを最終的に学習領域とする必要があるのかを考えてみよう。

2 第一の選択肢：地域理解の学習

第一の選択肢である地域理解の学習は、地域の現状を環境条件と人間活動の関係や地域内・地域間の空間的關係などに着目してとらえることである(服部[2001:4], 他, 参照)。地域をさまざまな自然・人文事象から総合的に扱う地誌学習も、特定の事象から分析的に扱う系統地理学習も、既に在る地域そのものを学ぶ地域理解の学習であるといえる(服部[2002:6-10], 他)。

例えば、甲府を対象地域とする場合、その位置・領域や盆地などの地形、市域の構成、甲府駅南側地区の歴史的背景と機能集積、甲府市の北部・西部ですすんだ宅地化および南部ですすんだ工業化・市街化、果樹園がある東部での近年の動向、山林が多い最北部の甲府市街地にとっての意味、近郊へ

の都市域の拡大や都市機能の拡散と中央部の再活性化の取り組みなどを取りあげる。そして、城下町としての歴史を基盤にし旧市街を中核にまとまりをもって発展してきたとともに中央部の再活性化につとめる甲府という地域像を理解する。環境－人間関係や空間的關係という枠組のなかで対象地域について扱い、その現状を理解することが、地域理解の学習である。

この地域理解の学習は、地人相関論的また空間関係論的な地域的見方・考え方（永田 [2002]，他，参照）という地理特有の見方考え方に基づいて地域について取り扱う。そこでは地域はまとまりをもって既に存在しているものにとらえられ、そのものの在り様を地理的に学ぶことが狙われる。

そのような地域理解の学習に最大射程範囲を限定すれば、地理授業は地理固有な学習に特化して地理的な教養や見方考え方を習得させることができる。このような領域の画定は伝統的なものであり、根強く支持されてきたものである。しかしながら、この限定化により、地理授業は社会について考えていけるようにすることを必ずしも保証できないことになる（草原 [2005]，参照）。地域理解の学習では、地域の状況・構造やその地理的要因また地域的特色をとらえることはできても、社会の仕組みや変動をとらえることまでは目的としない。個々の地域の現状を学んでも深く掘り下げなければ、自らの社会に対して目を向けることや自明視せずに見つめなおすことは難しい。最終的に地理授業を地域理解の学習に留まらせることは、無意図的無意識的であるとしても、結果として地域の現状を学習者に受け容れさせ、現存の社会を見つめなおしたり問いなおしたりする機会を設けず、順応的な社会化のみを促しかねないという危険性をもつ。そうなれば、緩やかではあっても、図らずも地理授業は適応の教育となり、人々が集団で生きていくための秩序の維持や変更にかかわる政治的判断を無批判的な判断に一元化させて教化する無批判的政治的判断の教化として働き、既成の在り様に自発的に従うように仕向ける権力と化す。

3 第二の選択肢：地域社会認識の学習

第二の選択肢である地域社会認識の学習は、一定の環境や空間のもとでの人々の行為との相互関係において地域の現状をうみだしている社会をとらえることである（服部 [2001:5]，他，参照）。地域社会といってもミクロなレベルからマクロなレベルまでさまざまである。この学習の焦点は既に在る地域の社会であり、それらをわかるために地理学をはじめとする社会諸科学のアプローチが利用される。

例えば、甲府について取り扱う場合、中心商店街において家業型の零細経営をつづける個別店の経営難と魅力低下の悪循環を近年の拡散型の都市構造に位置づけてとらえる。とともに、ドーナツ化と呼ばれる郊外人口の増加や郊外大型店に代表される商業機能の移動などをもたらした個々の行為、それらとの関連において拡散型の都市構造や中心地区の停滞・衰退をうみだしてきた産業化や大衆消費社会・自動車社会の進行、そして経済成長・人口増加を前提にした従来の拡大均衡志向の諸政策をとらえる。地域理解の学習では甲府という地域そのものを知るために甲府について取り扱うとすれば、この場合の地域社会認識の学習では先進資本主義社会の地方都市における中心地区の停滞・衰退の事例として甲府の場合について取り扱い、拡散型の都市構造とともにそれをうみだしている社会の変動や仕組みにまで遡って掘り下げる。

地域社会認識の学習は、人々の行為との関係において空間の構成を導くとともに自らも改変される地域の社会に着目し、そのような社会的見方考え方としての地理的見方考え方によって地域について取り扱う。そこでは地域とは人々が社会と相互作用する場にとらえられ、地域の社会をわかる社会科学的な認識が狙われる。

このような地域社会の認識という地理的社会認識の学習まで学習領域を拡げるならば、地理授業は学習者が既存の多様な地域の社会をとらえるとともに、それらとの対比や関連づけにおいて自ら

の社会を一旦距離をとって対象化できるようにするものとなる。既に在るものに呑み込まれない対抗社会化（岡明 [1991]，森分 [1992]）のために働き、今のままでよいか、改める必要があるか、自分の頭で考えるように準備させ、間接的に批判的政治的判断を促すわけであり、地理授業が権力と化すことから脱する脱権力化が可能となる。尤も、地域理解の学習に留まる地理授業が順応的な社会化を促し、無批判的政治的判断教化として働いてしまいかねないのに対し、地域社会認識の学習まで広げる地理授業が批判的政治的判断形成の一環として働くといっても、あくまでも間接的にである。それは社会形成の前提となる社会認識を形成し、疑問視という社会形成を始動させる契機をつくりだすけれども、それをこえない。

4 第三の選択肢：地域社会形成の学習

第三の選択肢である地域社会形成の学習は、既に在る地域の現状や社会をわかるとともに、それを踏まえて問題を見出すことや望ましい在り方を探ることであり、地域の社会の新たな形成をめぐる吟味判断である。これは現実の地域社会における社会参加のような社会形成の実践の学習ではなく、新たな形成の判断をつくる意思形成の学習である。

それは例えば、甲府駅南側地区の停滞・衰退を招いている都市の構造や地域の社会の変動・仕組みの認識に基づき、中心地区の再生における郊外大型店の出店規制の有効性を評価づけたり、都市政策の変更や拡散型都市構造への働きかけによって地域の人々や社会にもたらされうる結果を予測し、さまざまな立場を考慮しつつ出店規制の妥当性を検討したりするなどして、郊外大型店の出店規制の是非や形態・条件について判断をつくることである。地域社会認識の学習では、地方都市地域の社会をわかるために、中心地区の停滞・衰退の事例として甲府について取り扱うとすれば、この場合の地域社会形成の学習では、地域の社会の在り様を振り返るとともに新たな在り方を探求するために、甲府の中心地区の停滞・衰退について取り扱う。

地域社会形成の学習は、社会的見方考え方としての地理的見方考え方によって既存の地域の社会をとらえつつ、その認識を利用しながら社会の新たな形成について吟味判断する。そこでは地域の現状や社会は既に在るものであるとともに新たにつくりかえることができるものとして扱われ、社会科学的認識を活かして地域社会の今後をめぐる判断をつくることが狙われる。

このような地域社会形成の学習まで学習領域を広げると、地理授業は地域そのものを知ることよりも地域の社会をわかることを重視するだけでなく、さらに地域の社会をつくることも重視するものとなり、それだけ地理の手段化は強まり、地理の独自性は薄れていく。一方、これによって地理授業は、既存の地域の社会を対象化するとともに新たな形成の正当化をつくることにも取り組ませ、批判的政治的判断の直接的な形成を行い、脱権力化を推しすすめる。

5 地域社会形成学習の意義

地域理解の学習から地域社会認識の学習、地域社会形成の学習へとすすむに従い、地理授業の学習領域は広がっていく。地域について知るのが地域理解の学習であり、それを掘り下げて地域の社会を見つめなおすのが地域社会認識の学習であり、さらに地域の理解や地域社会の認識を活かして新たな形成について探るのが地域社会形成の学習である。地域理解、地域社会認識、地域社会形成の何れの学習までを地理授業は学習領域としてもつ必要があるのだろうか。社会科の地理授業は最終的に地域社会形成の学習までを学習領域としてもたなければならないのではなかろうか。

社会科という「民主的、平和的な国家・社会の形成者」の育成を中核的に担う教科の授業にとって、その基礎条件は批判的な政治的判断の形成に寄与することである。自分たちが集団でよりよく生きていくための秩序の維持や変更をめぐり、既に在るものを無批判的に受け容れるのではなく批判的に判断できることが「国家・社会の形成者」の要件であり（丸山 [1961 : 153-180]，篠原 [2004]，他，参照），そのような批判的政治的判断の形成に寄与することが社会科授業の基礎条件である。

そうであるとすれば、地理授業が地域理解の学習に終始するとき、それは現存の地域の在り様を鵜呑みにさせてしまう順応的な社会化の教育となり、無批判的な政治的判断の教化を行うことになりかねず、社会科授業の条件に応えられない。無批判的政治的判断教化の地理授業は、既に在るものに自発的に従うように仕向ける権力と化し、制度上形式上では社会科の枠内で行われても実質的には社会科の授業とは呼べないものである。社会科の地理授業は、実質において、地理の授業である前に、社会科の授業でなければならないであろう。

地域社会認識の学習まで学習領域を拓げると、地理授業は地域の現状や社会を一度突きはなして対象化できるようにすることで権力化から脱し、批判的な政治的判断の形成に寄与することができる。けれども、そこに留まるのであれば、社会科授業の基礎条件をクリアできるとはいつても、まだ十分とまではいえない。地域社会認識の学習の地理授業は社会科学的認識の形成において既成の社会に疑問の眼を向けられるようにする対抗社会化の教育であり、間接的に批判的政治的判断を促すものである。学習者は地域の社会を既に在るものとして取り扱い、既に在るものに呑み込まれることなく対抗できるようになるが、新たなものをつくりだせるようになるわけではない。この地理授業は批判的政治的判断形成にとっての意義と同時に限界をもつものである。

地理授業は地域社会形成の学習まで学習領域を拓げるとき、人々の判断に基づいてつくりなおすことができるという社会の本来の性格に則って地域の社会について学ばせることができる。地域社会認識の学習による地理授業が批判的に政治的判断をつくる社会形成のための授業であるとすれば、地域社会形成の学習による地理授業は批判的に政治的判断をつくる社会形成としての授業である。それは直接的な批判的政治的判断形成として働くことで脱権力化を一層すすめ、「民主的、平和的な国家・社会の形成者」の基礎形成にとっての地理授業の意義を最大限に拡大させる。これによって地理の独自性は弱まるだろうけれども、よりよい社会の形成について考えるために地理を有意義に使う地域社会形成の学習に取り組むからこそ、学習者は地理授業の意義をとらえることもできるだろう。

勿論、地理授業の学習領域を地域社会形成の学習まで拓げるといっても、全ての時間においてそうすべきであるということではない。最大で地域社会形成の学習まで射程に入れるということであり、そこに照準する地理授業をカリキュラム上においてどのように位置づけるかは別途検討の必要があるし、地域社会認識の学習が軽視されてはならない。また、社会の形成といっても個人的意思形成のレベルもあれば、社会的意思形成のレベルもある。学習領域を地域社会形成の学習まで拓げても重点は個人的意思形成のレベルとならざるをえないかもしれない。それでも地理授業は社会科の授業として地域社会形成の学習までを学習領域としてもつ必要があるだろう。

III 地域社会形成学習としての地理授業

地域社会形成の学習に基づく地理授業の一つの可能性を事例によって示し、地域社会形成学習としての地理授業の基本的な構成や要件について検討することにしよう。

1 学習指導計画「大型店の郊外立地規制？」

地域社会形成の学習に基づく地理授業の一例として筆者が作成した学習指導計画「大型店の郊外立地規制？」を本小稿の文末に示す。表1は、その基本展開を主要な問いによって表したものである。

この「大型店の郊外立地規制？」は、山梨県の特に甲府市や近辺の市町の中学校での授業を想定してつくられている。これは「山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか」を主題とする授業であり、パート1からパート4までの四つのパートからなる。

パート1は、学習の主題となる「山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか」という問題をとらえるパートである。

ここでは最初、「山梨県内にある都市の中心地区は賑わっているか」を問い、甲府地域における中心地区の所在について域内のいろいろな地区を対比したり機能的な結びつきに留意したりして確かめ、そこを代表事例にして県内都市の中心地区が1990年代頃から賑わいを失ってきている様子を把握する。そのうえで「他の地方自治体では、中心地区の停滞・衰退への対応として独自に何かをしようとしているか」を問い、まちづくり三法の改正内容とともに郊外大型店の出店規制を強化しようとする他の地方自治体での動きについて確認し、山梨の場合についての問題を主題としてたてる。パート2からパート4においては、この出店規制の強化をめぐる問題に応答する判断づくりに取り組んでいくことになる。

パート2では、郊外大型店の出店規制を強化することの有効性を評価する。

そのために初めに(1)において、「1990年代頃から中心地区が賑わいを失っているのはどうしてか」

表1 「大型店の郊外立地規制？」の主要な問い

主要な問い	
パート1	山梨県内にある都市の中心地区は賑わっているか。／他の地方自治体では、中心地区の停滞・衰退への対応として独自に何かをしようとしているか。→山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか。
パート2	郊外大型店の出店規制を強化することは中心地区の再生に役立つか。
	(1)1990年代頃から中心地区が賑わいを失っているのはどうしてか。 ①商店街に魅力がないからなのか。 ②どこで買い物をする人が増えてきたか。 ③中心地区での商業を不利にしているものは郊外の大型店だけか。 ④どうして拡散型の都市構造がうまれたか。 (2)郊外大型店の出店規制を強化することは中心地区の停滞・衰退への対応として有効か。
パート3	郊外大型店の出店規制を強化して中心地区の再生を図ることはよいことか。
	(1)中心地区の再生は地域社会にとって本当に必要なことか。 (2)郊外大型店の出店規制を強化することはよいことか。 ①反対意見が理由にすることは尊重しなくてもよいことか。 ②郊外大型店の規制強化によって地域社会に意図せざる結果がもたらされることはないか、それは問題ではないか。
パート4	山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか。

を明らかにする。①では、中心商店街の集客減の内在的な要因として、経営難・後継者不足と魅力低下の悪循環に陥りがちな個別店の家業型零細経営を把握する。そのうえで②では、ショッピングセンターに代表される郊外大型店への消費者の集まりを流通の合理化や生活スタイルに応じた店づくりと結びつけ、郊外大型店との競合という中心商店街の悪循環に拍車をかけている関係を見定める。③では、人口や商業施設などが郊外化した拡散型の都市構造における郊外の自立性の高まりや中心地区の求心力の低下をとらえる。さらに④では、そのような都市構造をうみだしてきた産業構造の変化や大衆消費社会・自動車社会の進行、そして経済成長・人口増加を前提とした今までの拡大均衡志向の諸政策へと掘り下げる。

(2)においては、これらの認識を活かし、「郊外大型店の出店規制を強化することは中心地区の停滞・衰退への対応として有効か」を問う。都市計画法による規制内容や法改正にともなう動向を確かめつつ、規制の強化によって郊外開発を抑制すること、社会の仕組みに働きかけて都市の構造を制御しようとするものの対応としての有効性を考える。

中心地区の停滞・衰退をうみだしているものを中心商店街の中小小売店の経営、郊外大型店との競合関係、都市の構造の変化、都市構造の変化を導いてきた地域の社会の変動や仕組みから探りだし、その認識をもとに規制強化の有効性を評価づけるのがパート2である。

パート3では、中心地区の再生の必要性和郊外出店の規制強化の妥当性について検討する。

ここではまず、(1)において、「中心地区の再生は地域社会にとって本当に必要なことか」を問い、中心地区の停滞・衰退や拡散型都市構造の進行が地域社会に及ぼすものとして、高齢者の生活への影響、都市の交通や自然への影響、都市経営や地域経済への影響などを取りあげる。そして、それらの意味を吟味することにより、持続可能な地域社会づくりとの関連において中心地区再生の必要性について検討する。

また、(2)では、「郊外大型店の出店規制を強化することはよいことか」を問い、規制の強化という対応の妥当性を二つの側面から考える。①においては、都市計画法の改正や他の地方自治体での規制強化に関する賛成理由と反対理由について取りあげ、地域社会の持続可能性と経済活動の自由の対立を把握・吟味し、規制強化の妥当性について考える。②においては、社会の仕組みを改めて都市構造を制御することによって地域の人々や社会にもたらされうる意図せざる結果を見据え、世代間の公正と地域間の公正という新たに生じうる対立を把握・吟味し、規制強化の妥当性について考える。

このパート3は、拡散型の都市構造や中心地区の停滞・衰退が地域社会に及ぼす影響を予測し、意味づけることで中心地区再生の必要性を検討したうえで、拡大均衡志向の政策の変更によって都市構造の制御を図る場合の対立の構図を把握・吟味し、規制強化の妥当性を検討し、中心地区の再生のために郊外大型店の出店規制を強化することの正しさを問うパートである。

最後のパート4では、以上を踏まえ、「山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか」という問題に対し、規制強化の是非あるいは形態や条件についての判断をつくる。

このパートにおいて学習者は、相互に対立しているところや諒解しあえるところを見極め、地域社会づくりに向けた自分たちの考えを整理する。

2 地域社会形成学習としての授業の構成

「大型店の郊外立地規制？」の構成においては、三つの原則が働いている。それらを順次示し、説明しよう。

その第一は、地域社会の在り方をめぐる判断を中心内容にすることである。

「大型店の郊外立地規制？」において、郊外大型店の出店規制強化の是非や形態・条件の判断という新たな都市づくりのための秩序やその拠り所となる価値の形成を学ばせるように、地域社会形成の地理授業の中心内容は、地域社会の在り方を探求する地域社会形成である。この地理授業は現代の社会における地域の状況・構造の構成および作用などをとらえさせるだけでなく、そのような地域社会認識も含めた地域社会形成の批判的判断を内容とする。

そのような学習内容の設定は、社会形成の能力育成を狙うものであり、教育的意味と社会的意味をもつ。「大型店の郊外立地規制？」において都市づくりの秩序形成を学ばせることにも教育的意味と社会的意味がある。教育的意味は、学習者が自らの生活に大きく結びついているにも拘わらず当たり前のもので自明視してきた眼前の都市を醒めた眼でとらえなおし、都市づくりのための秩序や価値を探求し、自分たちの地域社会の在り方について考えをつくらうとすることである。また、その一環において、現代社会における地方都市の構造の構成や作用を認識すること、地理的社会認識を有意義に活かせることである。社会的意味は、20世紀が都市化の時代であったのに対し、現在では逆都市化がはじまりつつあるといわれるなか（総合研究開発機構 [2005]）、都市の再生という現実の社会で問われているアクチュアルな事柄に関して取り扱い、それについて市民の一人として根底から考えてみるように学習者を導くことである。そのための一つの機会が「大型店の郊外立地規制？」である。地域社会形成の地理授業は地域社会の在り方をめぐる判断を学習内容とし、学習者が地理を学ぶ意味を理解できるとともに今学ぶ意味を理解できるようにする。

第二は、地域の社会の在り方を問う問題を主題にし、その問題を把握することから、地域社会の認識を手段にして地域社会形成の考えをつくり問題を追究することへと構成することである。

地域社会の形成を学べるようにするために主題にするものは、地域の社会の在り方にかかわる問題である。「大型店の郊外立地規制？」では、「山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか」という問題を主題にしている。これは県内都市の中心地区の停滞・衰退について取りあげ、郊外大型店の出店規制強化の是非や形態・条件を問い、都市の再生における秩序や価値の探求を求める問題であり、都市づくりの秩序形成を学ばせるための対象として設けられている。

また、そのような地域の社会の在り方をめぐる問題の把握を出発点とし、地域の状況・構造とその社会的な成り立ちや影響の究明、それらを踏まえた新たな形成の吟味判断による問題の追究へとすすめる。地域社会の形成を学べるようにする。「大型店の郊外立地規制？」の場合、表2に示す通り、中心地区の停滞・衰退、他の地方自治体の対応の動向を確認し、問題を把握するのがパート1であり、その問題を追究していくのがパート2～4である。パート2では、(1)において、中心商店街の中小小売店の経営、郊外大型店との競合関係、拡散型の都市構造、社会の変化や従来の諸政策へと掘り下げ、(2)において、その認識を活かして、規制強化によって政策を方向転換し都市機能の拡散を止めようとする試みの効果を予測し、郊外大型店の出店規制強化の有効性を評価する。パート3では、(1)において、中心地区の停滞・衰退や拡散型都市構造の進行が地域社会において及ぼす作用を見通し、予測される事態を意味づけることで中心地区再生の必要性について検討する。そのうえで(2)において、規制の強化による都市構造の制御が地域社会にもたらす意図せざる結果を予測し、新たに生じうる対立を吟味したりし、出店規制強化の妥当性を検討する。最後にパート4では、出店規制強化の是非や形態・条件の判断をつくり、問題にこたえる。地域社会形成の地理授業は、地域の社会の在り方をめぐる問題の把握から、地域社会における地域の状況・構造の構成や作用、また改変するときの影響などをとらえつつ吟味判断する問題追究へとすすめる。新たな在り方を探る社会的な営みの過程に学習者が取り組めるようにする。

第三は、議論の論理に基づく正当化づくりによって学習をすすめられるようにすることである。

学習者は問題に取り組み、議論の論理に基づいて根拠や論拠を批判的に問いなおしたり探りだした

表 2 「大型店の郊外立地規制？」の学習内容構成

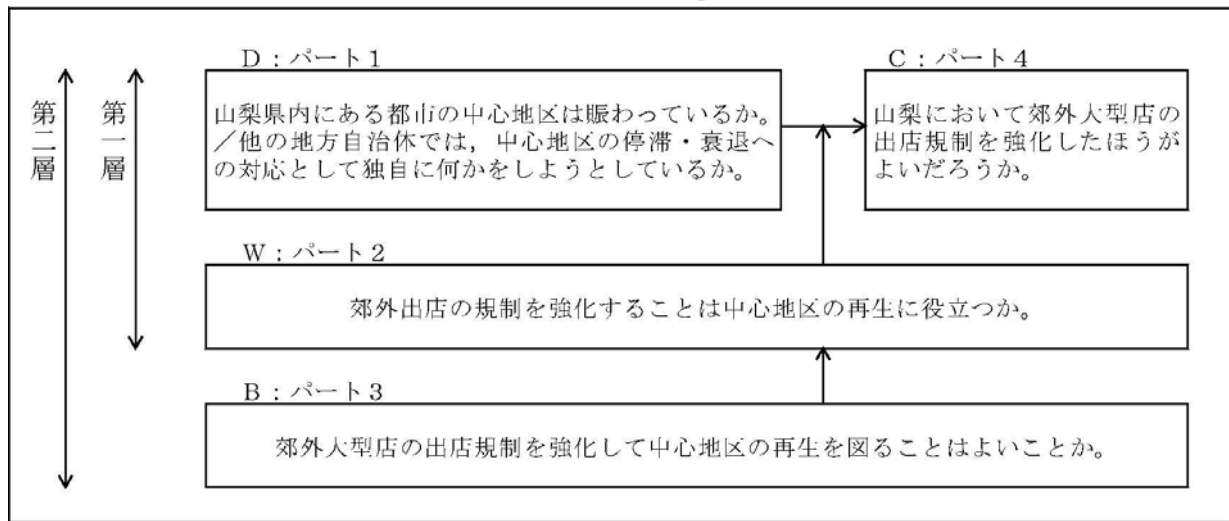
			学習内容			
1			中心地区の停滞・衰退状況と現行の対応の確認による問題の把握			
2	(1)	①	中心地区の中小小売店の経営の追究	中心地区の停滞・衰退の原因究明	郊外大型店の出店規制強化の有効性の評価	
		②	中心商店街と郊外大型店の競合関係の追究			
		③	中心商店街を取り巻く都市構造の追究			
		④	拡散型都市構造の社会的な成り立ちの追究			
	(2)	郊外大型店の出店規制強化の効果の予測				
3	(1)	中心地区の停滞・衰退や拡散型都市構造の進行による地域社会への影響の予測・意味づけ		中心地区再生の必要性の検討	中心地区再生のための郊外大型店規制強化の妥当性の検討	
	(2)	①	大型店の郊外立地規制による拡散型都市構造の制御をめぐる対立の把握・吟味	郊外大型店の出店規制強化の妥当性の検討		
		②	郊外開発抑制の強化による意図せざる社会的帰結の予測と今後生じうる対立の把握・吟味			
4			郊外大型店の規制強化の是非や形態・条件の判断			

都市づくりの社会秩序形成

りすることで判断をつくり、これによって地域社会の形成をめぐる社会的な営みの過程を遂行する。「大型店の郊外立地規制？」は表3の通り、トゥールミンの議論の論理（足立 [1984]）に基づいて学習者が地域社会形成の正当性を事実と価値の両レベルで考えられるように、二つの層を備える。第一層（D-W-C）は、パート1-パート2-パート4である。これは中心地区の再生にとっての郊外出店規制強化の有効性を評価するパート2（W）を要にし、規制強化の正当性について事実レベルで考える層である。第二層（D-(W)B-C）は、パート1-(パート2)パート3-パート4である。これは第一層を含み込んでおり、中心地区の再生の必要性や規制強化による対応の妥当性を検討するパート3（B）を要にし、規制強化の正当性について価値レベルで考える層である。中心地区の状況や他の自治体の対応を確認するパート1（D）から、山梨県内や甲府市内などでの規制の強化について判断するパート4（C）へと短絡せず、事実レベルから価値レベルへと正当化を深める議論の構造に基づき、パート2（W）を要とする事実レベルの正当化がパート3（B）を要とする価値レベルの正当化に含み込まれる二層構造に従って判断をつくるようにする。このように地域社会形成の地理授業は、地域社会の形成について探る社会的な営みを事実と価値の両レベルからなる正当化づくりによって学習者に行わせ、中心内容の社会の形成を議論の構造として学びとれるようにする。

地域社会の在り方にかかわる問題を主題とし、地理的社会認識を手段に地域社会形成の判断をつくっていく過程を議論の論理に基づいて学習者にすすめさせることにより、地域社会の新たな在り方の意思形成を学べるようにするのが、この地理授業の構成である。そのような地理授業は、学習者が地域の社会の形成を遂行することで学ぶ授業といえるだろう。

表3 「大型店の郊外立地規制？」における議論の構造



3 公共圏化による脱権力化

このような地域社会形成の地理授業の構成を導いているものは、公共圏の論理である。ここでいう公共圏とは、多元的な批判的討議に基づいて社会的な取り決めやその正当性について共同して探るボトムアップの言論の空間である（花田 [1996 : 3]，齋藤 [2000]，田崎 [2000 : 8]，他，参照）。それはさまざまな価値観や利害関心をもつ人々によって共通の関心事に従ってつくられ、社会の形成をめぐる正当化を行うことで「私」という私的領域から国家に代表される「公」へのあいだを媒介し、民主主義社会形成の根幹を担う（山口 [2004 : 278]，参照）。公共性をつくりだすのが公共圏である（山口 [2004 : 277]）。

そのような社会形成の正当化による遂行という公共圏の論理に基づくからこそ、地理授業といえども授業の実質を社会をつくることの学習とすべく、地域理解の学習や地域社会認識の学習に留めず、地域社会形成の学習を担い、その能力育成を目指す。そして、地理授業において学習者が教室のなかに公共圏をつくりだして運営するように、主題として地域の社会の今後にかかわる問題を取りあげ、問題の把握から吟味判断による問題追究へと地理的社会認識を使って意思形成に取り組む過程を組織し、議論の論理に基づく正当化づくりによって遂行させる。民主主義社会形成の根幹となる公共圏の論理に基づくことにより、地理授業は学習者が地理教室に公共圏をつくりだし、集団で生きていくための社会の秩序や判断の拠りどころとなる価値を探り、地域社会形成を遂行することで学ぶ学習となるわけである。

勿論、地域社会認識の地理授業でも確かに、内容のレベルで公共性についても扱うことはできるだろう。例えば、急速な近代化のために国家の計画に従って都市の基盤整備が行われてきた一方で居住環境の整備は必ずしも十分にはすすめられてこなかったといわれるが（西村 [2005 : 6-7]），そのような都市の具体的な状況の成り立ちを学習者に分析させることにより、国家によって公共性が担われてきた社会について対象化させて自分なりの判断を促すこともできる。それは地域社会認識の授業が社会科学の論理に基づくものだからである。地理授業は社会科学の論理に基づくことで地域理解の授業から地域社会認識の授業への移行が可能となる。しかしながら、学習者が公共性も含めた社会の在り様を掴むだけでなく新たな在り方について探ることができるのは地域社会形成の授業であり、そのような地理授業への移行のためには地理や社会科学の論理をもつだけでなく、さらに公共圏

の論理に基づくことが必要となる。

公共圏の論理に基づくことは公共圏化と呼ぶことができる（服部 [2004 : 34]，参照）。地理授業が地域社会認識の学習をこえて地域社会形成の学習を担い，直接的な批判的政治的判断形成を行い，脱権力化を推進できるようにするものは，公共圏化である。

IV おわりに

本小稿の考察は，次の二点にまとめられる。

第一に，地理授業は学習領域を地域理解による社会化に留めず，地域社会認識による対抗社会化，さらに地域社会形成という社会形成へ拡げることにより，批判的政治的判断形成への脱権力化をすすめる，「民主的，平和的な国家・社会の形成者」の育成にとっての意義を拡大できることである。

第二に，地域社会形成の地理授業は，社会形成の正当化による遂行という公共圏の論理に従って構成されること，この地理授業では学習者は問題を取りあげ，地理的社会認識を手段にして社会の秩序やその判断基準を探求する取り組みを議論の論理に基づいて行い，地域社会形成を遂行することで学ぶことである。

公共圏の論理に基づく地理授業は地域社会形成の学習となり，批判的な政治的判断の直接的な形成まで役割を拡げられる。直接的な批判的政治的判断形成は公民授業だけの役割ではなく社会科全体の役割であり，それを地理授業でも目指すことが必要であるし可能であろう。

.....

学習指導計画「大型店の郊外立地規制？」

◇単元名

「大型店の郊外立地規制？」

◇目標

- 甲府地域における中心地区の位置・状況を把握する。
- 甲府地域における中心地区の停滞・衰退を中小小売店の経営，および，郊外大型店との関係，都市構造の変化や地域社会の変動・仕組みなどからとらえ，中心地区の再生にとっての郊外大型店規制強化の有効性を評価する。
- 甲府地域の地域社会における中心地区の停滞・衰退の影響を吟味し，中心地区の再生の必要性について検討し，さらに郊外大型店の出店規制をめぐって生じた対立や規制強化によって生じる対立を吟味し，出店規制強化の妥当性を検討する。
- 山梨における郊外大型店の規制強化の是非や形態・条件について，中心地区の再生にとっての規制強化の有効性の評価と中心地区再生の必要性や規制強化の妥当性の検討に基づき，判断をつくる。

◇基本構成

- パート 1 : 山梨県内にある都市の中心地区は賑わっているか。／他の地方自治体では，中心地区の停滞・衰退への対応として独自に何かをしようとしているか。－ 2 時間
- パート 2 : 郊外大型店の出店規制を強化することは中心地区の再生に役立つか。－ 3 時間
- パート 3 : 郊外大型店の出店規制を強化して中心地区の再生を図ることはよいことか。－ 2 時間
- パート 4 : 山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか。－ 1 時間

◇学習展開

パート	問い	資料	回答内容
<p>1 (1)</p>	<p>◎山梨県内にある都市の中心地区は賑わっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も人口の集まっている甲府の辺りでは、中心地区はどこか。地図と5枚の航空写真を参考に考えよう。 ・甲府駅南側地区は中心地区であるといえるか。 ・甲府バイパスの沿道・周辺が中心地区であるとはいえないか。 ・どういったところが都市の中心といえるのだろうか。 ・官公署や会社・銀行、小売商店・飲食店などは二つの地区に集まっているか。 ・どちらの地区が地域の発展の要となってきたか。 ・甲府市の北部・西部・南部・東部は、どのような地区か。 ・どこが甲府地域の中心地区といえるか。 	<p>[1] [2]</p> <p>[3]</p> <p>[4]</p> <p>[1] [2]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府駅の南側の地区ではないか、甲府昭和インターチェンジから中央卸売市場までぐらいの甲府バイパス沿道・周辺ではないか…… ・甲府駅南側地区は、甲府駅から南に延びる平和通の東側が山梨県庁・県議事堂・甲府市役所などの集まる官公署街となっており、山梨県や県庁所在地甲府市の政治の中心であるといえるのではないか。 ・甲府駅南側地区は、平和通の西側に会社や銀行の集まる会社・銀行街があり、舞鶴城公園の南側のオリオン通以南(中央商店街)や甲府駅の南口付近・平和通東側沿い(駅前商店街)に百貨店・商店・飲食店の集まる商店街があり、一帯の経済の中心であるといえるのではないか。 ・甲府市と昭和町にまたがるこの地区は、イトーヨーカドー甲府昭和店・オギノ昭和ショッピングモールJOY・グランパークといった大きなショッピングセンターがあり、数多くのロードサイドショップも並んでおり、また中央卸売市場があり、経済のなかでも商業・流通面では中心であるといえるのではないか。 ・都市の中心は、官公署や会社・銀行、小売商店・飲食店など、周りの一帯の地域にとっての中核管理機能・中心商業機能の施設が集まることであり、地域の発展の要である。 ・甲府駅南側地区には官公署や会社・銀行、小売商店・飲食店などが集まっている。 ・甲府バイパス沿道・周辺には小売商店・飲食店は集まっているし、自動車の販売事業所も多いが、官公署や会社・銀行は集まっていない。 ・二つの地区を明治時代の地図と現在の地図でみると、明治時代も甲府駅南側地区には市街地がひろがっていたが、今の甲府バイパス沿道・周辺にあたる場所をはじめとして周りは殆どが農地であった。 ・甲府はかつての城下町を基盤にした都市である。甲府市中央の商店街は甲府城の郭内であったところに位置し、戦前にも百貨店などがあって旧市街の一番の繁華街として賑わっていた。戦後、鉄道が交通の中心になるとともに駅前にバスターミナルも設けられ、商店街は甲府駅に向かって拡大していった。 ・北部では甲府駅北側一帯に宅地がひろがっており、その北側は山林が殆どである。西部では宅地が多い。南部では宅地・農地(田)が多く、工場もある。東部では農地(果樹園)や宅地が多い。 ・市街地は甲府駅南側地区から北部・西部をはじめとして周りへひろがっていった。 ・甲府駅南側地区は官公署、会社・銀行、商店・飲食店など、中核管理機能・中心商業機能の施設が集まり、地域の発展の要となってきた。甲府バイパス沿道・周辺地区はその周縁部である郊外にあたるが、近年は市街化が著しくすすんできた。

政治的判断形成のための社会科地理授業

	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府駅南側地区が今も賑わっているか否かは、何がわかれば判定できるか。 ・人通りの量ではどうか。 ・店などの数ではどうか。 ・地価ではどうか。 ・以上から、甲府駅南側地区は賑わっているといえるか。 ・甲府の辺りに次いで人口の集まっている富士吉田の辺りでも、その中心地区では同様の様子がみられるか。 ・県内の他の都市でも同様の様子がみられるか。 ・全国的にみても、地方都市の中心地区は賑わいを失っているのか。 	<p>[5]</p> <p>[6]</p> <p>[7]</p> <p>[8]</p> <p>[9]</p> <p>[8]</p> <p>[8]</p> <p>[10]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りの量、店や会社などの数、地価、など。 ・甲府市の消費動向調査によると、中心地区へよく行く人は約6%であり、時々行く人とあわせても4割に満たず、あまり行かない人が6割を占める。 ・甲府商工会議所の調査によると、中心地区の歩行量は1986年をピークに減少している。 ・甲府市の中心地区にあたる丸の内と中央の事業所数は、1980年代までは増えていたが、1990年代からは減少している。近年、空き店舗も目立っている。 ・駅前商店街の核店舗の一つであった甲府西武が1998年に撤退し、中央商店街の核店舗の一つであったダイエートポス甲府店が1999年に撤退した。 ・山梨県内の商業地で最も地価が高いのは甲府市の丸の内や中央である。しかし、それらの地価は近年、下がりつづけている。 ・甲府市の中心地区である甲府駅南側地区は1990年代から賑わいを失いつつあるといえる。 ・富士吉田市でも、中心地区の商店街はシャッター街と呼ばれ、賑わいを失ってきており、富士急ターミナルビルのイトーヨーカドー富士吉田店も閉店した。 ・富士吉田市の商業地の平均地価も下落している。 ・甲府や富士吉田だけでなく、大月や上野原など、数多くの都市の商業地の平均地価は下がっている。 ・中心地区が賑わいを失っているのは県内の都市に共通する現象ととらえられる。 ・中小企業庁のアンケート調査によると、全国の商店街の9割以上が「停滞」または「衰退」と回答している。中心地区が賑わいを失っているのは殆どの地方都市において共通する現象である（中心商店街の空き店舗が目立つ様子を指してシャッター街やシャッター通りという言葉もしばしば用いられる）。
<p>1 (2)</p>	<p>◎他の地方自治体では、中心地区の停滞・衰退への対応として独自に何かをしようとしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞でも取りあげられている福島県などの方針はどのようなものか。 ・それらの他の地方自治体では何も規制をしないか。 	<p>[11]</p> <p>[12]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、福島県は店舗面積6000m²以上の大型店が郊外に出店することを届け出制にする条例を独自につくった。兵庫県は広域商業ゾーン・地域商業ゾーン・その他ゾーンを設け、郊外などのその他ゾーンでは6000m²以下の店しか出店を認めない方針である。北海道は「準工業地域」での出店にも規制をかけようとしている。 ・青森市では「準工業地域」での10000m²以上の大型店の出店を規制する条例を独自につくった。富山市なども同様の条例をつくらうとしている。 ・2006年の国会において改正された新しい都市計画法による規制がある。 ・福島県や青森市などは、その規制に上乗せをするかたちで大型店の出店に独自に規制をかけることになる。その他にも独自の規制強化を検討している地方自治体は少なくない。

<ul style="list-style-type: none"> ・新しい都市計画法はどのような規制を定めているか。 	[13]	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい都市計画法では、10000 m² 以上の大型店の出店は「商業地域」・「近隣商業地域」・「準工業地域」の他では原則的に禁止する。また、出店を認めるかを都道府県を中心に関係市町間で調整する広域調整の仕組みをつくる。さらに、病院や学校などの公益施設の郊外での建設は許可制とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・大型店の出店について規制をかけるのは初めての事か。 	[14] [15]	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、大規模小売店舗法(大店法)という大型小売店の出店そのものを規制する法律があった。この法律のもとでは、500 m² 以上の大型店を出店するためには事前調整が行われるため、中心地区に大型店を出店することは商店街の反対によって難しかった(大店法は既存の商店街を保護する不公正な商業調整であるとの強い批判が国内外からあったこともあり、1990年代に緩和された)。山梨では「甲府方式」と呼ばれる独自の厳しい運用法もあった。 ・2000年に大店法が廃止され、大規模小売店舗立地法(大店立地法)が施行された。これは生活環境への大型店の配慮を求める環境規制である。なお、同じ頃、中心地区の振興を助成するための中心市街地活性化法、特別用途地区や特定用途制限地域を設けて地域の事情にあわせて大型店の適正な立地の誘導もできるようにする改正都市計画法が施行され、これらと大店立地法は「まちづくり三法」と呼ばれるようになった。
<ul style="list-style-type: none"> ・大店法から、まちづくり三法、さらにまちづくり三法の改正へと政策が変化してきたが、2006年に改正されたまちづくり三法では中心地区の停滞・衰退への対応をどのように図ろうとしているか。 	[11] [13] [14]	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された都市計画法は国の方針として郊外開発の抑制を打ち出している。 ・新しい中心市街地活性化法では、各地域での取り組みを実効性のあるものにするため、各地域の中心市街地活性化協議会が計画を作成して国が選別・助成するという仕組みが導入された。中心地区での公益施設やマンションの建設に国が補助金をだせるようになり、また、中心地区の空き店舗に大型の店が出店する際に規制を緩和できるようにもなった。 ・大店立地法は2006年の国会で改正されていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・幾つかの地方自治体が都市計画法よりも規制を強化しようとする理由は何か。 	[11] [12]	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外の大型店の存在を中心地区の停滞・衰退の大きな要因の一つと考えている。 ・都市計画法では10000 m² を少しでも下まわれれば出店が可能であるし、実際には「準工業地域」が中心地区から遠いところに位置する場合もあるため、都市計画法による規制では中心地区の再生にとって不十分であると考えている。 ・「準工業地域」を規制区域にすることが中心市街地活性化法による補助金を獲得するためにも必要であり、「準工業地域」を規制区域にしようと考えている。 ・独自の規制強化によって郊外開発の抑制という方向性を明確に意思表示し、中心地区の再生をすすめていこうとしている。
<p>山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・この問いについて考えるために、どのようなことを検討してみる必要があるか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・大型店の郊外出店の規制を強化することは中心地区の再生に役立つか(どうして中心地区が1990年代頃から停滞・衰退しているのか、地方自治体による規制強化は中心地区の再生のために有効なのか)。 ・中心地区が寂れると困ることがあるのか。反対意見はあるか、規制の強化で別の問題は起こらないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・甲府地域の場合に即して考えてみることにしよう。 		

郊外大型店の出店規制を強化することは中心地区の再生に役立つか。		
<p>2 (1) ①</p>	<p>◎1990年代頃から中心地区が賑わいを失っているのはどうしてか。</p> <p>○商店街に魅力がないからなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この中心地区の商店街は近年、人々によってどのように受けとめられているか。 ・商店街は集客や売り上げをのばすために何も努力や工夫をしていないのか。 ・いろいろな取り組みをしているのに、どうして大きな効果がないのか。 ・どうして魅力ある店づくりをしないのか。魅力ある店づくりがすすみにくいのは何か事情があるか。 ・中小の小売店は苦しいけれども百貨店などの大きな店は儲かっているのではないか。 ・中心地区の停滞・衰退は商店街に魅力がないことによるものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央商店街や駅前商店街のなかに魅力のある店が少ないために人が集まらないのではないかと、他にも店はあるからではないか…… <p>[5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市の消費動向調査によれば、中心地区へあまり行かない人が出掛ける際の目的は、6割近くの人の場合において、公共機関への用事である。また、中心地区の商店街は主に中央部に住む中高年による最寄品の購入に支えられている傾向がある。ショッピングのためにわざわざ出掛ける場所と多くの人に受けとめられているわけではないようである。 <p>[16]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街は努力や工夫をつづけてきた。例えば、中央商店街の場合、節分、信玄公祭、七夕、甲府大好き祭り、えびす講などのお祭りの催しを行ったりしている。また、これまで、アーケードや駐輪場の建設、街路の舗装、ベンチの設置、駅前商店街と結ぶシャトルバスの運行、託児施設を備えた休憩所の設置などをすすめてきた。最近ではJリーグのヴァンフォーレ甲府のショップができた。 ・イベントのときには多くの人が集まってきても、それ以外のときには集客できていない。消費者を惹きつけられる魅力が個々の店になければ、日常的に集客することは難しいだろう。 ・かつては買い物だけでなく流行を感じたり街の雰囲気を楽しんだりするために繁華街に出掛ける人も多かっただろうが、情報化がすすんだことも関係しているだろう。 <p>[17]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市の商店街の殆どの店は、家族の労働に支えられた家業型の零細な経営であり、中心商店街といえども同様である。 ・経営が苦しいために後継者不足で高齢の店主が多いこともあって店への投資が行われづらく、魅力低下との悪循環になっている。 ・西武やダイエーといった大型の店舗が甲府市の中心地区から撤退した。中心地区での商業を不利にしている条件もあるのではないかと。 ・中心商店街の店の多くは確かに家業型の零細な経営において消費者ニーズへの対応が不足しがちであるといえるだろうが、中心地区の商業を不利にしている条件もあると考えられる。
<p>2 (1) ②</p>	<p>○どこで買い物をする人が増えてきたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの家族はどこで買い物をすることが多いか。先週の場合はどうだったか。 ・ショッピングセンターとはどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和町や旧田富町(中央市)などのショッピングセンター、幹線道路沿いのロードサイドショップ、甲府市のデパート、家の近くのスーパーマーケット、通信販売、など。 ・ショッピングセンターは、大型スーパーなどをキーテナントにして、いろいろなテナントが入っている。例えば、食料品・衣服・寝具・玩具・書籍・文房具・CD・薬品・運動用品・出産育児用品などがキーテナントで扱われていたりする他、宝石・鞆・眼鏡・婦人服・紳士服・子供服・呉服・時計・カメラ・生活雑貨・美容室・飲食・クリーニング・旅行・宝くじ・合鍵・ゲームコーナー・英会話学校などのテナントが入っていたり、赤ちゃん休憩室やマタニティ・育児相談室が設けられていたりもする。

<ul style="list-style-type: none"> ・ロードサイドショップとはどのようなものか。 	<p>[18] [1]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いの専門店をロードサイドショップと呼ぶことが多く、それらは専門店ならではの品揃えをしており、電器店の安売り競争に代表される低価格販売を行っているものもある。
<ul style="list-style-type: none"> ・郊外にショッピングセンターやロードサイドショップは多いか。ショッピングセンターやロードサイドショップの位置を地図で確認してみよう。 	<p>[19]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市の郊外では、店舗面積 10000 m² 以上のショッピングセンターとして、グランパーク（甲府市国母）、イトーヨーカドー甲府昭和店（昭和町）、オギノ昭和ショッピングモール JOY（昭和町）、オギノリバーシティショッピングセンター（中央市/旧田富町）、アピタ田富店（中央市/旧田富町）、アピタ石和店（笛吹市/旧石和町）、石和サティ（笛吹市/旧石和町）などがある。昭和町や旧田富町などの辺りにショッピングセンターが多い。 ・甲府バイパスや昭和バイパスなど、幹線道路沿いにロードサイドショップも数多い。
<ul style="list-style-type: none"> ・郊外に多いという傾向は、この辺りだけのことか、全国的にそうか。 	<p>[18]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ショッピングセンター協会の集計によれば、全国にあるショッピングセンターの大部分は周辺・郊外地域にある。
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和町や旧田富町の辺りのショッピングセンターは、いつ頃にできたか。 	<p>[20]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府郊外のショッピングセンターは1990年代以後にできたものが殆どである。
<ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街は、郊外の大型店に客足を奪われているのか。甲府商圏・昭和商业圏・田富商圏のひろがりの変化から確かめてみよう。甲府商圏に変化はあるか。 	<p>[20]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街のある甲府市の商圏は縮小している。甲府商圏は、1998年段階では、甲府市をはじめとする9市町村が30%商圏であり、峡中、北巨摩の全域、西八代・東山梨・南巨摩の大部分に商圏が及んでいたが、2004年段階では、韮崎市をはじめとする2市町村が30%商圏から外れ、多くの市町村が20%商圏からも外れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和商业圏に変化はあるか。 	<p>[20]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和商业圏は拡大している。昭和商业圏は、1998年段階では、昭和町の他では、竜王町・玉穂町・田富町の3町が10%商圏であったにすぎないが、2004年段階では、甲府市を含む6市町村が20%以上の商圏であり、北巨摩や西八代にまで商圏が広がっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・田富商圏に変化はあるか。 	<p>[20]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・田富商圏は拡大している。田富商圏は、1998年段階では、田富町の他では、若草町・三珠町・早川町が30%商圏であったのに対し、2004年段階では、若草町・三珠町・市川大門町・豊富村・玉穂町が30%商圏となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街は、郊外の大型店に客足を奪われているのか。 	<p>[21]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大なショッピングセンターや多くのロードサイドショップがある昭和町や旧田富町の商圏は拡大している。甲府商圏であったが今は昭和商业圏や田富商圏になっているところがあり、甲府市が現在では昭和町の20%商圏になっている。1990年代以後にできた郊外の大型店が広範囲から多くの客を集めている。
<ul style="list-style-type: none"> ・どうして郊外のショッピングセンターが消費者の支持を受けて増加してきたのだろうか。 	<p>[21]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安い、店内が広くていろいろなものが売られている、広い無料駐車場がある、などが理由ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターの商品は安いのか。どうして安くできるのか。 	<p>[21]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターは、チェーンストアであり、大量仕入れの他、卸売を通さない直接仕入れ、自社企画の商品開発などにより、安価な価格設定に取り組んでいる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・店のつくりにおいても魅力があるか。 ・中心地区の商店街にとってどこが大きな競合相手となっているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・小売機能の他にもサービスや娯楽の機能を有しているショッピングセンターは、一つの建物のなかに商店街があるようでワンストップ・ショッピングが可能であるので買い物を楽しむという生活スタイルにあっているし、家族それぞれの目的を同一の場所でかなえられるので家族揃って買い物に出掛けるという家族志向の強い生活スタイルにあっている。 ・また、ショッピングセンターは夜遅い時間まで営業しているため、便利である。 ・ショッピングセンターが郊外に出店しはじめる 1990 年代以後、多くの消費者は、家業型の零細な経営において消費者ニーズへの対応が不足しがちな中心地区の商店街よりも、流通の合理化や生活スタイルにあった店づくりを行っている郊外の大型店を選択するようになった。中央商店街と駅前商店街は中心地区の内部での競合に留まらず、昭和町や中央市などといった郊外の大型店と競合することになった。
<p>2 (1) ③</p>	<p>○中心地区での商業を不利にしているものは郊外の大型店だけか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターなどの大型店が中心地区での商業を不利にしているのはどうか。 ・どういう力をもつものが郊外にあると中心地区での商業が不利になるだろうか。 ・日常的に多くの人を呼び寄せられるものが甲府の郊外にあるか。 ・工業団地や流通センターが郊外にあると中心地区での商業が不利なのか。 ・郊外にある働く場は工業団地や流通センターだけか。 ・大きな病院は、働く場である他、多くの人にとってはどのような場か。 ・サービスを受ける場は郊外には病院の他にもあるか。 ・中心地区の商業を不利にしている条件は、人を引き寄せる力をもつものが郊外にあることだけか。郊外は出掛けるのみのところか。 ・郊外の人口はどうなっているか。 	<p>[1]</p> <p>[22]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外の大型店は多くの買い物客を郊外に引き寄せている。 ・多くの人を引き寄せる力をもつもの。 ・ショッピングセンターやロードサイドショップの他、工業団地がいくつかあるし、流通センターもある。大きな病院などもある。 ・工業団地は生産の場であり、流通センターは流通(卸売)の場であると同時に、それらは働く場でもある。働く場は中心地区だけでなく郊外にもできている。 ・ショッピングセンターや幹線道路沿いの大小のいろいろな店・事業所も働く場といえるし、病院などもそうである。 ・多くの人にとって、サービスを受ける場である。 ・甲府市では市役所や県庁などは中心地区に存在している。ただ、山梨大学医学部附属病院(1980年に山梨医科大学として旧玉穂村に新設、1983年に病院開院)、市立甲府病院(1999年に市境のバイパス付近に移転)の他、県立博物館(2005年に旧御坂町に開館)などが郊外にある。 ・郊外は住む場でもあるのではないか。郊外には多くの人を引き寄せるものがあるだけでなく、多くの人が住んでいるのではないか。 ・甲府市近辺の昭和町、中央市、甲斐市、南アルプス市、笛吹市などでは人口の増加がつづいている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他方、甲府市の人口はどうなっているか。 ・中心地区と郊外の人口はそれぞれ、どのような傾向にあるか。 ・郊外のほうに買い物に出掛けたり、郊外に住んでいる人が買い物や仕事などで出掛けたりするとき、移動はどうしているのだろうか。 ・道路は整備されているか。 ・甲府辺りでは、居住する場、買い物をする場、働く場、サービスを受ける場が集まっていたかたちから、どのように変わったか。 ・そのような都市の構造を図にあらわしてみよう。 ・拡散型の都市構造は中心地区での商業を不利にしているか。 	<p>[23] [24]</p> <p>[1]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外の人口が増える一方、甲府市ではドーナツ化と呼ばれる人口の空洞化が起きた。甲府市では1995年から2005年にかけて人口が7000人近く減少し、特に中央部では小学校が統廃合されるなど、少子高齢化がすすんで高齢化率は30%を越えている。甲府の中心商店街では夜間無人化店舗率は上昇し7割近くになっているほどである。 ・中心地区の人口は減り、郊外の人口は増えている。 ・郊外は住む場としての役割を大きくしている。 ・バスや電車を利用する人もいるが、バスや電車の便がよくない場合には自動車を利用せざるをえないだろう。 ・中央-郊外間の道路や郊外-郊外間の道路がある程度整備されている。 ・居住の場、買い物をする場、働く場、サービスを受ける場が郊外にも拡散し、移動のための道路も整備されており、拡散型の都市構造になっている。 ・郊外は多くの人の住む場になっており、また多くの人を引き寄せる場になっている。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡散型の都市構造においては、買い物をする場が郊外にも多く、また甲府市の中心部が広域から人を集めるうえで以前ほどには優位ではなくなり、中心部が集客力を弱めてきている一方、郊外の自立性が高まってきており、中心商店街での経営難と魅力低下の悪循環に拍車がかかっている。
<p>2 (1) ④</p>	<p>○どうして拡散型の都市構造がうまれたのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府郊外で人口が増えはじめたのは何年頃からか。例えば、昭和町や旧田富町の場合はどうか。 ・その頃から郊外の人口が増えたのはどうしてか。 ・どうして甲府に人口が集まったのか。 ・被雇用者が中心の経済になり、どうして多くの人たちが郊外でマイホームを取得したのか。 ・どうして地方自治体は郊外の宅地化をすすめたのか。 	<p>[22]</p> <p>[25] [26]</p> <p>[27]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和町でも田富町でも、1970年代以後に急激に人口が増えた。それらの人口は増えつづけている。 ・1950年代中頃以後、山梨県から東京へと人口が流出する一方、県内の広域から中心都市甲府へ勤め口を求めて第二次・三次産業の就業人口が集中し、甲府では都市化が著しくなった。 ・1970年前後から1990年代にかけて、郊外に多数の公営団地（例えば、小瀬、和戸、玉川、田富、田富釜無、常永、山王、東花輪など）が建設され、甲府郊外は宅地化した。 ・山梨において産業構造が高度化して被雇用者中心の経済へと移った。 ・農業と違って土地に縛られない被雇用者が増えるとともに核家族化がすすみ、マイホームを取得するときに中央部よりも地価が安価で住環境が良い郊外で取得するケースも増えていった。 ・地方自治体は甲府の人口増に対応し、中央部よりも地価が安価な郊外を中心に多数の団地をつくり、都市域をひろげた。

<ul style="list-style-type: none"> 住宅施設の拡散がすすんだのは1970年代からだが、ショッピングセンターが郊外にできたのは何年頃からか。 	[18]	<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンターが甲府郊外に増えたのは1990年代からである。
<ul style="list-style-type: none"> 郊外の人口が増えたといっても、それだけで大型店が中心地区ではなく郊外につくられたのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 中心地区で大きな店をつくろうとすると土地代・借地代で莫大な費用がかかるが、郊外では広大な敷地を用意しやすいからではないか……
<ul style="list-style-type: none"> 郊外でのほうが広大な土地を購入・借地しやすいか。 	[28]	<ul style="list-style-type: none"> 中心地区は最も地価が高い。一般的に郊外のほうが地価は安い。 山梨県では農業従事者の高齢化が著しく、後継者不足により、郊外には転用を期待する農地があり、また、2001年にジャスコが徳行家具団地とその周辺の場所への進出を計画したことがあるように、郊外では産業構造の転換に伴って広大な土地を比較的安価で購入・借地しやすい。
<ul style="list-style-type: none"> どうして広大な土地が必要なのか。 	[29]	<ul style="list-style-type: none"> 品揃えを豊富にしたり、ワンストップショッピングを楽しめるようにしたり、広い駐車場を用意したりするためには、広大な土地が必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンターは人々のどのような消費生活を前提にしたり促進したりしているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンターは、自動車で出掛け、一度に買い物をすませて大型冷蔵庫で保冷したり、商品や店を選んで購入したりするという現在の消費生活スタイルと結びついている。
<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫や自動車はどのように普及してきたか。 	[30]	<ul style="list-style-type: none"> 1960年前後から、白黒テレビ・冷蔵庫・洗濯機が三種の神器と呼ばれ、大量生産体制と相俟って冷蔵庫が普及していった。近年では大型冷蔵庫も普及している。 1970年前後から、カラーテレビ・クーラー・カーが3Cと呼ばれ、大量生産体制と相俟って自動車が普及していった。
<ul style="list-style-type: none"> 現在、山梨県では自動車はどの程度普及しているか。 	[31]	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県における自動車保有率は全国トップクラスである。移動の交通手段における自動車の利用率はとても高い。
<ul style="list-style-type: none"> それらの耐久消費財が普及してきたのはなぜか。特に、山梨県でそれほど自動車の普及がすすんだのはどうしてか。 		<ul style="list-style-type: none"> 日本では、家電産業や自動車産業に代表される工業化により、被雇用者が増加するとともに、画一化・価格低下によって大量生産と大量消費が相俟ってすすんだ。 山梨県のような地方は公共交通があまり便利でない。自動車が生活必需品のようになっており、自動車の利用を半ば前提として施設づくりなどもすすめられてきたために自動車の重要度はますます上がってきている。
<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫・自動車などの耐久消費財の普及や人々の消費生活スタイルから、現在の社会をどのように性格づけることができるか。 		<ul style="list-style-type: none"> 大量生産・大量消費がすすみ、被雇用者が多数を占める一般の人々の所得もマイカーに乗って家族で娯楽を兼ねて買い物に出掛けたり、あるいは郊外にマイホームをもてたりするほどに上がった。現在、さまざまなモノやサービスが広く一般の人々に普及し大量に消費されており、そうしたなかで消費者の選択能力は高まってきている。そのような社会は大衆消費社会と呼ばれる。大衆消費社会は郊外人口の増加とも結びついている。
<ul style="list-style-type: none"> また、自動車が普及するだけでなく自動車交通に依存している山梨の社会はどのような社会と呼ばれるか。 		<ul style="list-style-type: none"> 単に自動車が広く普及するだけでなく、マイカーによる自動車交通が公共交通サービスを凌駕し、自動車に依存することで地域経済や社会生活が成り立っており、自動車社会(車社会)と呼ばれる。自動車社会は郊外人口の増加とも結びついている。
<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンターはどうして郊外につくられるのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 大衆消費社会・自動車社会の進行に対応した店づくりによって多くの人たちを集客するため、産業構造の転換もあって広大な土地を比較的安価で購入・借地しやすく人口が増加傾向にある郊外につくられるようになっていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・1990年代に甲府の郊外に増えたのはどうしてか。 ・より大きな利潤をうみだせる郊外出店がすすめられてきたが、どうして郊外に大型店をつくることができたのか。規制はなかったのか。 ・1970年頃から郊外に工業団地などがつくられるようになったし、また次第に公益施設が郊外にもつくられるようになったが、それらの理由は何であったか。 ・今までの公営住宅の建設、工業団地の建設、公益施設の整備、道路の整備、商業立地政策などといった地方自治体や国の諸政策に一貫している基本姿勢はどのようなものか。 ・どうして都市構造が拡散型になったのか。 ・中心地区の停滞・衰退の原因はどのようにまとめられるか。 ・産業が発展している他の先進国でも同様の現象が起きているだろうか。 	<p>[32]</p> <p>[33]</p> <p>[34]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1990年代からの景気低迷のなか、すでに大都市圏でショッピングセンターをかなり出店していた大手スーパーは、チェーン全体の売り上げをのばすうえで新たな市場を開拓する必要があったため、地方での出店をすすめた。 ・我が国では各用途地域で立地可能な店の面積を定めてきた。ここでは大型店は「商業地域」に制限されるわけではない仕組みになっていた。 ・1990年代に大店法が改正され、大型店の出店規制が大幅に緩和された。 ・最近まで大型店を中心地区に誘導しようという商業立地誘導はとられてこなかった。 ・産業の育成や工業の発展による地域振興を図るため、1970年頃から高速道路などでの自動車交通の便がよい甲府郊外に工業団地がつくられ、工場が誘致されたりした。 ・地価の安い郊外の活用のため、また地域の生活改善や発展のため、郊外にも公益施設がつくられた。 ・郊外の開発は自動車の利用を前提としたものであり、道路などのインフラ整備もすすめられてきた。 ・産業の発展による経済成長・人口増加を前提とし、市街地を開発しつつ地価が安い郊外も開発して都市域を外延的に拡大していくとともに地域内の均衡のとれた発展を図ることが方針となっていたといえる。このような方針は基本的に多くの人たちから支持されていたから採用されてきたのであろう。 ・産業化によって都市化がすすむにつれて、高度成長期以後の経済成長・人口増加を前提にした拡大均衡志向の諸政策の下、大衆消費社会・自動車社会の進行と結びついて郊外化がすすみ、拡散型の都市構造がうまれた。 ・産業化によって都市化がすすむにつれて、高度成長期以後の経済成長・人口増加を前提にした拡大均衡志向の諸政策の下、大衆消費社会・自動車社会の進行と結びついて郊外化がすすみ、拡散型の都市構造がうまれた。拡散型の都市構造においては、郊外の自立性が強まる一方で中心地区の求心力は弱まり、家業型の零細経営をつづける中心商店街の個別店は、大衆消費社会・自動車社会の生活スタイルに応えるショッピングセンターなどの郊外大型店との競合のなかで、経営難と魅力低下の悪循環から抜けだすことが一層難しくなっている。 ・例えば、アメリカでは、都市地域の人口密度は1920年には約25人/haであったが1990年には約10人/haになり、職場も郊外に移り、ショッピングセンターの郊外立地もすすんだ。イギリスでは、サッチャー政権の市場主義の下、1980年代後半から商業施設の郊外立地が増えた。
<p>2 (2)</p>	<p>◎郊外大型店の出店規制を強化することは中心地区の停滞・衰退への対応として有効か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいまちづくり三法は、どのようにして中心地区の再生を図ろうとしているのか、再確認しよう。 		<ul style="list-style-type: none"> ・新しいまちづくり三法は、中心地区の再生を狙い、都市計画法によって郊外の土地利用を規制して開発を抑制しつつ（ブレーキ）、中心市街地活性化法によって中心地区の振興を助け（アクセル）、大店立地法によって大型店には生活環境への配慮を求めようとしている。

<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方自治体ではどのような規制の強化が考えられているのか、再確認しよう。 ・各自治体の規制強化はどのようにして現状に対応しようとするものか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方自治体のなかには、都市計画法による規制に上乗せをするかたちにより、店舗面積 6000 m² 以上の大型店の郊外での出店を規制したり、「準工業地域」での大型店の出店に規制をかけようとしていたりしているものがある。福島県や青森市ではすでに条例が施行されている。 ・都市計画法では 10000 m² を少しでも下まわれば出店が可能であるし、実際には「準工業地域」が中心から遠いところに位置する場合もあるため、規制の強化によって郊外開発の抑制という方向性を明確に意思表示したり、中心市街地活性化法による補助金を得たりして中心地区の再生をすすめていこうと考えている。 ・規制の強化は、無秩序に郊外が開発がすすまないように今までの政策を軌道修正して一層強く歯止めをかけることにより、都市機能が集約された集約型の都市構造への移行を後押ししようとするものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・集約型の都市構造を狙って上手くいっている事例は報告されているか。 	[35]	<ul style="list-style-type: none"> ・人口約 31 万人の青森市では、郊外を開発を認めずに抑制するとともに、駅近くにアウガという大型の複合総合施設を建て、そのなかに市立図書館などの公益施設や生鮮市場をつくり、全国展開するアパレルショップも集めた。アウガの利用客数は 1 日当たりで 15000 人という。また、雪の多い冬に中心地区の歩行者空間を確保するために融雪装置を整えた。2001 年以降の 5 年間で 10 棟以上のマンションが建設されて中心地区近辺の人口も増えている。駅前通行量は 4 割増加したとのことである。
<ul style="list-style-type: none"> ・他の先進国で上手くいっているところはあるか。 	[36]	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツでは、1960 年代以降に我が国の場合と類似した郊外化の状況がうまれたが、詳細な都市計画をつくって無秩序な都市機能の拡散や大型店の郊外立地を防ごうとしている。また、中心地区に歩行者ゾーンを設けたり、中心地区周辺に駐車場を用意するとともに公共交通を整備してパーク・アンド・ライドのシステムを導入したりしている。 ・フランスでは 300 m² 以上での出店を許可制にし（県の委員会での審査）、中小小売店の保護と都市構造の制御を図っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市では中心地区の求心力を高める取り組みは行われているか。 	[37]	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市では、甲府市シビックコア地区整備計画により、甲府駅北口の広い空闲地の再開発が検討されている。 ・甲府市では、中央部に共同住宅を建設する者に対して助成を行い（まちなか共同住宅建設・改修費補助事業）、近年ではマンションが増えている。 ・商店街でも、いろいろな取り組みをしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・中心地区の求心力を高めるための甲府での取り組みは十分なものか、他の都市での例を参考にして振り返ってみよう。 ・中心地区への直接的な働きかけでは足りないのか。 	[38]	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けの商店街づくりを図っているところ、一店逸品運動を展開しているところ、特色ある町並みづくりを行っているところ、屋台で集客と店主養成を目指しているところ等々、いろいろな例がある。 ・旧まちづくり三法の下、中心市街地活性化法に従って活性化が目指されたが、大きな効果はなかった。中心地区の振興だけでは限界があるのではないか。 ・拡散型の都市構造のなかで中心地区の停滞・衰退が生じているため、中心地区の振興を図るとともに郊外開発に歯止めをかけなければ、再生は難しいのではないか。 ・今まで以上に真剣な取り組みが行われるだろうし、空き店舗に大型店が出店する際に規制を緩和できるようになったり、公益施設やマンションの建設に国が補助金をだせるようになったりしたので、それらで十分ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による規制は郊外開発に歯止めをかけるうえで不十分か。都市計画法の改正に伴うスーパー業界の反応や改正内容にかかわる甲府の現状を踏まえて考えてみよう。 ・都市計画法に上乘せして郊外への出店の規制を強化すれば、甲府の中心地区での新規出店が増えたり、市街地が賑わいを取り戻したりすることにつながるだろうか。意見を述べあおう。 	<p>[18] [39] [40] [41]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい都市計画法の施行後は、「商業地域」・「近隣商業地域」・「準工業地域」の他では 10000 m² 以上の店舗の出店は止む。総合スーパーチェーンのなかには小規模の店舗による中心部での出店を狙うところもでてきている。 ・都市計画法の規制を少し下まわる規模の店舗を出店しようと考えている総合スーパーチェーンもあるようである。都市計画法では 10000 m² を少しでも下まわれれば出店できるので、郊外出店がつづく可能性はある。 ・甲府市の場合、軽工業などの環境悪化の恐れが少ない工業の立地誘導を狙う「準工業地域」として、家具団地や鋳物工業団地の地区、甲府バイパス沿線、城東地区・湯田地区・飯田地区の一部が指定されており、「準工業地域」において 10000 m² 以上の店の出店が可能なのであれば、甲府周辺部で大型店がつけられる可能性が全くないとはいえないのではないか。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に 6000 m² 以上の規模の出店を規制するとすれば、10000 m² を少し下まわる規模での出店も禁止になるため、大型ショッピングセンターという業態での新規出店に歯止めをかけられる。また、「準工業地域」を出店規制の対象地域にすれば、甲府市周辺に大型ショッピングセンターができる可能性は減るだろう。それらの独自規制は拡大均衡志向の都市政策を改めて郊外開発の抑制を強め、また自動車社会の今以上の進行を食い止めようとするものであり、市街地での出店を促すうえでも効果があるのではないか。 ・政策を改めて大型店の出店規制を強め、都市構造に影響を及ぼそうとしても、ショッピングセンターの新規出店は止むが今ある大型店は存続する。大衆消費社会・自動車社会がつづくなか、甲府バイパスや昭和バイパスなどの幹線道路沿いのロードサイドショップは逆に増えていくかもしれないし、郊外人口の増加がすぐに止まるとも考えにくい。拡散型の都市構造が急に集約型に変わるわけではなく、大きな効果は見込めないのではないか。 ・大衆消費社会・自動車社会の多くの消費者が現状の中心地区に買い物に出掛けるようになるとは考えられない。中心地区はショッピングセンターの経営にとっては地価が高いため、集客力のある大規模な店の出店が大々的にすすむとは考えづらいし、魅力のある店がなければ、住民は東京方面にショッピングに出掛けるようになり（ストロー効果）、中心地区の再生にはなかなか結びつかないのではないか。規制の強化が効果をもつとしても、中心商店街そのものの変革が前提条件ではないか。
<p>3 (1)</p>	<p>郊外大型店の出店規制を強化して中心地区の再生を図ることはよいことか。</p> <p>◎中心地区の再生は地域社会にとって必要なことか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口・商業施設・公益施設が郊外へ拡散して中心地区が衰えることは、地域社会にどのような影響をもたらすだろうか。 ・それらは地域社会にとって問題といえるだろうか。高齢者にとって不便になっても皆が困るわけではないのではないか。 	<p>[42] [43] [44]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をはじめ自動車が使えない人は生活で不便になる、今よりもますます自動車が使われるようになる、周囲の田畑が減っていく、郊外の開発に伴って新たなインフラの整備が必要になる、地域経済全体が活気を失う、など。 ・甲府市の高齢化率は 20% をこえており、5 人に 1 人は高齢者である。甲府市の人口は減ってきているし、山梨県の人口も自然増加数が初めて 2004 年に減少に転じている。山梨は高齢化社会である。高齢化がすすむなか、中心地区がますます寂れていくことは、多くの住民にとって暮らしにくい街がうみだされることを意味する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・車の利用がますます増えたり、郊外の田畑が減ったりすることは、駄目なのか。 ・郊外のインフラの整備をつづけていくことは、どうしていけないのか。それは望ましいことではないのか。 ・中心地区が衰えるとどうして地域経済全体が活気を失うことになるのか。それは私たちにどのように関係するか。 ・中心地区の停滞・衰退は問題か。問題であるとすれば、それは地域社会のどのような価値に抵触する事態をうみだしうるからか。 	<p>[45]</p> <p>[46]</p> <p>[47]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車の利用が増えれば、CO₂の排出が増える。公共交通の利用者がますます減り、例えばバス路線網を維持できなくなり、自動車社会が一層すすんで環境の悪化につながる。また、郊外の開発がすすんで田畑が減っていけば、環境は悪化していく。 ・拡散がさらにすすみ、既存市街地の道路・上下水道・学校・施設、公園など、今までに多額をかけて整備したインフラを有効に活用できない一方、都市域が拡がり郊外の新たなインフラ整備のために地方自治体の都市経営コストが増えれば、甲府市や山梨県の財政が楽ではないなかで二重の意味で非効率であるとともに、人口減少によって住民の税負担は増し、また公共サービスが低下して地域生活にしわ寄せがくることになる。 ・実際、山梨県では甲府市をはじめとして実質公債比率が18%をこえる市町村が少なくない（実質公債比率は自治体の収入に対する借金返済額の割合で、これが18～25%であれば地方債の発行において国や都道府県の許可が必要となり、25%以上であれば発行が制限されることになっている）。 ・例えば、甲府の丸の内の一帯には大きな会社や銀行の支店などが多いが、中心地区が停滞・衰退すれば、そこに支店を置くメリットが薄れるため、他に移ったりして閉鎖されていくことになるかもしれない。また、駅前などの中心商店街が寂れていると、旅行者の甲府や山梨に対するイメージは悪くなり、重要な産業である観光業にひびく。それらによって住民の働き口が失われたり、景気に波及したりしかねず、そうなれば人々の暮らしぶりは悪化する。また、地方自治体の税収減によって公共サービスの低下につながりかねない。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしにくい街がうまれ、自動車社会のますますの進行などによって環境が悪化し、人口が減るのに都市域が拡がって都市経営が非効率になり、地域経済が打撃を受け、甲府を中心とする地域社会全体が衰退していきかねず、そうなると1人ひとりの生活の質が低下していくことになる。 ・「将来世代が自らのニーズをみたすのを妨げずに現代世代のニーズをみたす開発」（環境と発展に関する世界委員会、1987年）という持続可能性からみると、中心地区の停滞・衰退は持続可能な地域社会づくりにとってマイナスである。 ・それは何より優先して取り組むべき問題といえるのだろうか。たとえ中心地区の再生が必要であるとしても、郊外大型店の規制を強化することに問題はないのだろうか。
<p>3 (2) ①</p>	<p>◎郊外大型店の出店規制を強化することはよいことか。</p> <p>○反対意見が理由にすることは尊重しなくてもよいことか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にどのような人たちが郊外大型店の規制や規制強化に賛成したり反対したりしていると思うか。 ・都市計画法の改正をめぐって、それらの人たちの立場は実際、どうであったか。 	<p>[48]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制や規制強化によって郊外に大きな店をつくることができなくなるので、大手チェーンは反対なのではないか。 ・規制や規制強化によって競合相手である郊外大型店の新規出店が難しくなるので、中心商店街の店主は賛成なのではないか。 <p>[48]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の改正をめぐり、甲府市内や山梨県内の商店街も加盟している商店街組織の団体などは賛成であった。 ・甲府の郊外にショッピングセンターを出店しているイトーヨーカードーなども入っている日本チェーンストア協会、また経団連などは反対であった。

<ul style="list-style-type: none"> ・大型店である百貨店の業界からは意見が表明されなかったか。 ・誰と誰の対立といえるか。 ・これは損得をめぐる対立にすぎないのか。商店街組織の団体の賛成の理由は何であったか。 ・日本チェーンストア協会などの反対の理由は何であったか。 ・各地方自治体のレベルでの規制強化をめぐる対立も同じ構図か。どのような対立か。 ・反対意見は、中心地区の再生を不要と考えているか。 ・大手チェーンに限らず、企業の経済活動の主要な目的は、何だろうか。 ・企業が利潤をあげるために自由競争をすることは悪いことか。 ・持続可能な地域社会づくりのためであれば、郊外大型店の出店を制約づけてもよいか。意見を述べあおう。 	<p>[49]</p> <p>[50]</p> <p>[51]</p> <p>[52]</p> <p>[53]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心地区に出店している百貨店の業界は静観していた。 ・直接的には中心商店街と郊外大型店の対立であり、出店場所が異なる異種業態間の対立であった。甲府地域の場合、中央商店街・駅前商店街と昭和町・旧田富町などにショッピングセンターを出店している大手スーパーチェーンの対立といえる。 ・都市の構造改革と地域の活性化にとって有益であるとする意見であった。 ・規制規模を 10000 m² 以上としたこと、規制地域から「準工業地域」がはずれたことは不十分であるという意見もある。 ・経済活動の自由を重視する立場から、市場における自由な競争を妨げることは規制緩和が図られつつある時代に逆行しているという意見であった。 ・経済財政諮問会議でも民間委員 4 人が構造改革に反するという意見を述べた。 ・大手チェーンの社長が福島県の条例に対して反対意見を述べているように、同じ対立構図ととらえることができる。一方は持続可能性を理由にしており、もう一方は経済活動の自由を理由にしている。 ・反対意見の立場も、中心地区を再生していくことは大事であると述べている。ただし、そのために経済活動を過度に規制して自由競争を妨げることは適切でないとしている。 ・企業の主要な目的は利潤をあげることである。 ・自由な経済競争により、私たちの身のまわりの数々のモノやサービスが安価で良質のものになってきた。 ・豊かな生活は自由な経済競争によって支えられており、経済活動の自由は私たちの社会にとって基本的には重要なことであると考えられるのではないか。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市は皆のためのものであり、土地の利用が現在世代のみならず将来世代にとっても不特定多数の居住者の生活の質にかかわってくるのであるならば、制約すべきではないか（企業がやりたがるが皆にとってマイナスになることであれば制約することはよいことではないか）。 ・本当に地域社会全体の利益のためになるのであれば、規制を強化しても仕方ないのかもしれないが、効果が不確かな規制強化によって、社会的意義の大きい自由な経済活動を制約づけることは、よくないのではないか。 ・地域社会全体の利益のために制約をくわえるとしても、同時に商店街によっても真剣な取り組みがなされることが条件になるのではないか。 ・たとえ企業活動に制約をくわえることは仕方ないとしても、郊外大型店の規制の強化のように郊外開発を抑制することが別の問題を引き起こすことはないのだろうか。
---	---	---

<p>3 (2) ②</p>	<p>○郊外大型店の規制強化によって地域社会に意図せざる結果がもたらされることはないか、それは問題ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店の規制を強めたりして郊外の開発を抑制することによって社会全体にどのようなメリットがあるといえるか。 ・その場合、より直接的なメリットは、特にどこに住む人たちにとってのものか。 ・大型店の規制を強めたりして郊外の開発を抑制することにより、もしもデメリットがあるとすれば、それは特にどこに住む人たちにとってだろうか。 ・周辺や郊外でも高齢化はすすんでいるのか。 ・近くにスーパーマーケットがないというような事態がうまれると考えられるか。 ・ショッピングセンターはどれくらいの数の人たちを雇うか。 ・周辺の市町村の地方自治体にとっても、デメリットはあるか。 ・郊外の開発にブレーキをかけていくことは世代間の公正にとってはプラスであるとしても、それによって損なわれてしまいかねないものもあるか。どのような対立が生じうるか。 	<p>[43]</p> <p>[54]</p> <p>[55]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしにくい街がうまれ、環境が悪化し、人口が減るのに都市域が広がって都市経営が非効率になり、地域経済が打撃を受け、地域社会全体が衰退していくということにもなりかねない現状から抜けだし、将来的に住民が生活の質を保ったり高めたりしていけるのであれば、それは世代間の公正につながり、地域社会全体にとってのメリットとなる。 ・特に甲府市の中央部やその近辺に住む人は、空洞化が食い止められて中心地区が再生されていくことにより、より直接的なメリットを受けることができる。 ・ただし、もしも中央部やその近辺に次々と無秩序にマンションがつくられていくと、景観は悪くなってしまう。 ・甲府市の中央部の辺りに住む高齢者にとっては生活が便利になるが、周辺や郊外に住む高齢者にとっては公共交通網が整備されない限りは生活が不便になっていかないか。 ・インフラ整備の地域格差が今よりも大きくなるようだと、高齢者でなくとも現に郊外に住んでいる人たちは生活しづらくなるのではないか。 ・郊外に住んでおり居住地に近い場所で働きたいという人は困るだろう。 ・甲府市の旧市域では、中央部は高齢化率は高いが、南部のほうが高齢者の人数は多い。甲府市と合併した旧中道町や旧上九一色村の高齢化率も高い。今は高齢者の数は比較的多くない郊外でも将来的には高齢化する時期が来るだろう。 ・一般的なスーパーマーケットの店舗面積であれば規制対象にならないし、一定の人口の住民が住んでいるところでは日常の買い物をするスーパーマーケットがなくなるといった事態は考えづらいのではないか。 ・2000年に開店したイトーヨーカドー甲府昭和店は開店当時、約300人のパートタイム従業員を雇い入れた。ショッピングセンターの新規出店がなくなれば、郊外に住んでおり居住地に近い場所で働きたいという人は困るだろう。 ・かつて昭和町が大きなショッピングセンターの誘致に努力したように、周辺の市町村のなかには雇用や税収を増やすためにショッピングセンターなどの大型店を誘致したいと考えるところがあるだろうが、それは難しくなるだろう。 ・産業構造が転換するなかで工場の閉鎖などによって遊休地が生まれたときに活用にも困ることもあるだろう。 ・住民のあいだでも直接的なメリットを受ける人とデメリットを受ける人が空間的に分かれてしまうようなことになると、地域間の公正が損なわれかねない。また、そうなれば、拡大均衡志向から持続可能性志向への転換において、世代間の公正(時間的な公正)が大切か地域間の公正(空間的な公正)が大切かという住民対立が起りかねないのではないか。
------------------------------	--	-------------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村の住民が規制強化に反対と考えた場合、それはエゴといえるだろうか。地域間の公正に配慮する必要があるだろうか。意見を述べあおう。 		<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制を強化することが将来の地域社会全体の利益になるのであれば、現在の世代が多少不自由な思いをしても仕方ないのではないか。中心市街地活性化法に基づき補助金を獲得するうえで規制強化は仕方ないのではないか。また、これからは人口の減少を前提にして都市計画をつくっていく必要があるのではないか。 ・交通網をつくりなおしたりせず、規制を強めて郊外の開発を抑えるだけだと、地域の格差や対立をうみだしてしまいかねず、よくないのではないか。 ・農業振興や農村振興をすすめなければ、切り捨てになってしまうのではないか（規制強化の如何にかかわらず、農地の転用に期待しなくてもよくなるように振興を図る必要があるのではないか）。 ・世代間の公正も地域間の公正も大事であり、甲府市が今回の市町村合併によって南北にとっても長い市になるなどといった各地の合併の結果を踏まえ、都市機能の無秩序な拡散を抑えつつ、各地住民の生活の質を支えるために、単純な一極集中にならないようにしていけばよいのではないか。 ・各地の居住者が納得できる合意形成のプロセスを経て広域的・長期的な都市計画に則っていくことが大切ではないか。
<p>4</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山梨において郊外大型店の出店規制を強化したほうがよいだろうか。</p> <p>◎規制の強化について賛成か反対か。賛成できるとすれば、どのような規制か、また、賛成できるための条件はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制強化の是非、形態や条件について、どのように考えるか。これまでの追究を踏まえ、自分の考えをまとめてみよう。 ・各自の考えを発表しあおう。相互に対立している部分や納得しあえる部分をさがしてみよう。 		<p>(略)</p> <p>(略)</p>

◇授業用資料

- [1] 『都市地図 甲府市 甲斐・中央市 昭和町 石和温泉』(昭文社, 2006年)
- [2] 「甲府駅のまわりの地いき」・「市の東の地いき」・「市の西の地いき」・「市の南の地いき」・「市の北の地いき」(甲府市社会科研究会『わたしたちの甲府市』, 2002年)
- [3] 「1910(明治43)年の甲府市(5万分の1地形図)」・「現在の甲府市(5万分の1地形図)」(溝口常俊「人は石垣, 人は城」, 平岡昭利・野間晴雄編『中部I地図で読む百年』, 古今書院, 2000年)
- [4] 「あの街この街4 甲府銀座二, 三丁目」(『山梨日日新聞』1973年3月24日)
- [5] 「中心街『あまり行かない』6割」(『山梨日日新聞』2006年8月18日)
- [6] 「市中心街 歩行量4年前の18%減」(『山梨日日新聞』2005年1月7日)
- [7] 「産業大分類, 町丁別事業所数」(甲府市『甲府市統計書』各年版より)
- [8] 「県内の基準地価(7月1日現在)」(『山梨日日新聞』2006年9月19日)
- [9] 「ヨーカドー 吉田から撤退」(『山梨日日新聞』2005年6月1日)
- [10] 「商店街の最近の景況」(経済産業省中小企業庁『平成15年度商店街実態調査の概要』, 2004年)
- [11] 「巨大店舗の郊外出店に9道府県, 規制上乘せ, 改正まちづくり3法が成立」(『朝日新聞』2006年6月1日)
- [12] 「準工業地域にも大型店規制の網 青森市が条例制定」(『朝日新聞』2006年9月23日)

- [13] 「郊外立地を原則禁止 改正都市計画法が成立」(『山梨日日新聞』2006年5月25日)
- [14] 「中心街再生へ 改正法が成立」(『山梨日日新聞』2006年6月1日)
- [15] 「甲府方式」・「新甲府方式」・「五九年の甲府方式」・「平成の甲府方式」(芳賀和夫編『甲府商工会議所百二十年史』, 甲府商工会議所, 2001年)
- [16] 「近くの商店がいゝをたずねてみよう」(甲府市社会科研究会『わたしたちの甲府市』, 2002年)
- [17] 「経営者のプロフィール」(甲府市・甲府市商工業振興協議会『甲府市商工業振興指針』, 2004年)
- [18] 「大規模小売店舗出店状況」(山梨県商工労働観光部『山梨の商工業(商業編)』平成13年度)
- [19] 「年代・年次別立地別SC数」(「我が国SCの現況(2006年版)」: 日本ショッピングセンター協会HP)
- [20] 「甲府市商圏」・「昭和町商圏」・「田富町商圏」(安藤克美「甲府圏域における持続可能なコンパクトシティ化施策を探る」, 山梨総合研究所『News Letter』Vol.86, 2005年)
- [21] 「イオン単独営業益2.6倍8月中旬」(『日本経済新聞』2006年8月30日)
- [22] 「市町村別人口の推移(昭和23年〜平成17年)」(「平成17年度国勢調査速報ページ」: 山梨県統計調査課HP)
- [23] 「中央部人口減少・高齢化: 人口数と伸び率/高齢者人口と高齢化率」(甲府市『甲府市中心市街地活性化基本計画(概要版)』, 2000年)
- [24] 「甲府中心商店街夜間無人化店舗率」(花岡利幸『[地域計画] 実践・地方都市のまちづくり』, 技報堂出版, 2006年)
- [25] 「産業別(3部門)就業者数(構成比)の推移」(山梨県企画部統計調査課『統計からみたやまなし平成17年版』, 2006年)
- [26] 「甲府市の人口・世帯の推移」(甲府市『甲府市統計書(平成17年度)』, 2006年)
- [27] 「中北建設事務所管内公営住宅情報(平成18年度)」(「公営住宅(県営)情報」: 山梨県住宅課HP)
- [28] 「基幹的農業従事者の年齢階層別の推移」(「2005年度農林業センサス結果概要」: 山梨県統計調査課HP)
- [29] 「家具団地に大型SC 03年秋の開店めざす」(『山梨日日新聞』2001年1月30日)
- [30] 「耐久消費財普及率」(矢野恒太記念会編『数字でみる日本の100年 改訂第4版』, 国勢社, 2000年)
- [31] 「人口千人当たり自動車保有台数 上位10県(H.14)」・「自動車利用率の推移(S.50〜H.11)」(国土交通省甲府河川国道事務所・山梨県土木部『山梨県の地域特性及び交通特性』, 2005年)
- [32] 「未開地域 県外大手資本が攻勢」(『山梨日日新聞』1997年12月5日)
- [33] 「用途地域別立地可能店舗の床面積」(根田克彦「商業立地政策としてのゾーニング規制の有効性」, 荒井良雄・著本健二編『日本の流通と都市空間』, 古今書院, 2004年)
- [34] 「商業施設の郊外立地」(「アメリカにおける郊外化の実態」(海道清信『コンパクトシティ』, 学芸出版社, 2001年)
- [35] 「新たな『まちづくり』へ」(『毎日新聞』2006年6月15日)
- [36] 「街の中心部ににぎわい」(海道清信『コンパクトシティ』, 学芸出版社, 2001年)
- [37] 「北口地区のイメージ」(甲府市『甲府市シビックコア地区整備計画』, 2004年)
- [38] 『がんばる商店街77選』(経済産業省中小企業庁, 2006年)
- [39] 「都市部に小型スーパー 「郊外」 戦略を補完」(『日本経済新聞』2006年1月7日)
- [40] 「まちづくり3法改正への対応 郊外出店なお意欲」(『日本経済新聞』2006年5月3日)
- [41] 「用途地域」(甲府市『甲府の都市計画』, 2006年)
- [42] 「都市機能の拡散止めよ 中井検裕」(『日本経済新聞』2005年12月7日)
- [43] 「市町村別高齢化の状況」(山梨県『平成17年度高齢者福祉基礎調査概要(平成17年度4月1日現在)』, 2005年)
- [44] 「自然増, 初のマイナス 県内04年出生率最低1.36人, 人数も最少」(『山梨日日新聞』2005年6月2日)
- [45] 「CO₂排出量の部門別構成比」(国土交通省甲府河川国道事務所・山梨県土木部『山梨県の地域特性及び交通特性』, 2005年)
- [46] 「5市村 起債に許可必要」(『山梨日日新聞』2006年8月30日)
- [47] 「都市空間変遷の四つのプロトタイプ」(海道清信『コンパクトシティ』, 学芸出版社, 2001年)
- [48] 「まちづくり三法の見直しで割れる経済界 阿部和義」(asahi.com, 2005年12月23日)
- [49] 「06.05.31 改正まちづくり3法成立に対する山口会頭コメント」(「会頭コメント」: 日本商工会議所HP)
- [50] 「まちづくり3法 都市計画法と中心市街地活性化法『改正』の問題点(2006年7月10日)」(「地域経済振興」: 全国商工団体連合会HP)
- [51] 「『都市計画制度等』の与党合意に対するコメント」(日本チェーンストア協会, 平成17年12月26日)

- [52] 「イオン・岡田社長 都市計画法改正案は『暴挙だ』と批判」(『毎日新聞』2006年1月12日)
- [53] 「都市計画法改正案 構造改革に逆行と懸念表明 民間委員」(『毎日新聞』2005年12月27日)
- [54] 「進出で超激戦区へ イトーヨーカドー甲府昭和店」(『朝日新聞』1999年12月11日)
- [55] 「地域密着 商店街活性化の核に」(『山梨日日新聞』1997年12月7日)

◇参考資料

- 秋吉洋志「小学校政治学習の授業改善―第6学年『わたしたちのくらしと政治』の場合」、『社会科教育論叢』第44集, 2005年.
- 荒井良雄・箸本健二編『日本の流通と都市空間』, 古今書院, 2004年.
- 荒木俊之「『まちづくり』3法成立後のまちづくりの展開」、『経済地理学年報』第51巻第1号, 2005年.
- 安藤克美「甲府圏域における持続可能なコンパクトシティ化施策を探る」, 山梨総合研究所『News Letter』Vol.86, 2005年.
- 伊藤元重『流通は進化する』, 中央公論新社, 2001年.
- 牛島利明「戦後小売業における地域間競争と規模間関係」、『三田商学研究』第48巻第5号, 2005年.
- 岡崎誠司「社会変動の視点を重視した小学校地域学習の単元開発―第3学年単元『商店のある町―空き店舗問題―』の場合」、『社会科教育研究』第88号, 2002年.
- 尾崎智佳「小学校中学年社会科における地域副読本開発の試み―『地域分析型地域学習』をめざして」、『社会認識教育学研究』第16号, 2001年.
- 海道清信『コンパクトシティ』, 学芸出版社, 2001年.
- 加藤寿朗「子どもの発達を促進する社会科授業」, 社会認識教育学会編『社会認識教育の構造改革』, 明治図書, 2006年.
- 黒川和美「都市の商店街を再生する」, 植田和宏・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『都市の再生を考える4都市経済と産業再生』, 岩波書店, 2004年.
- 甲府市市史編さん委員会編『甲府市史通史編4 現代』, ぎょうせい, 1993年.
- 神野直彦『地域再生の経済学』, 中央公論新社, 2002年.
- 鈴木善統「大型店と地域の連携を探る」、『都市問題』第97巻第10号, 2006年.
- 坪田幸治「農村地域における郊外型大規模商業集積が地域経済に及ぼす影響」、『経済地理学年報』第47巻第2号,
- 中沢孝夫『変わる商店街』, 岩波書店, 2001年.
- 中丸眞治・楠裕次『甲府街史』, 山梨日日新聞社, 1995年.
- 日本地誌研究所『日本地誌第11巻 長野県・山梨県・静岡県』, 二宮書店, 1972年.
- 花岡利幸『[地域計画] 実践・地方都市のまちづくり』, 技報堂出版, 2006年.
- 尾藤章雄「内陸盆地の小さな県都 甲府」、『統計』第48巻第8号, 1997年.
- 藤原真史「大店法廃止の政治過程」、『早稲田政治公法研究』第62号, 1999年.
- 松澤信光『甲府中心市街地の変貌とその特質』(山梨大学教育人間科学部国際共生社会課程卒業論文/指導教員齋藤康彦), 2005年1月提出.
- 簗原敬「都市再生の理念と公共性の概念の再構築にむけて」, 植田和宏・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『都市の再生を考える7公共空間としての都市』, 岩波書店, 2005年.
- 山川充夫『大型店立地と商店街再構築』, 八朔社, 2004年.
- 山梨学院大学行政研究センター編『中心市街地の活性化に向けて』, 公人の友社, 2003年.
- 山梨県編『山梨県史通史編6 近現代2』, 山梨日日新聞社, 2006年.

.....

主要参考文献

- 足立幸男『議論の論理』，木鐸社，1984年。
- 池野範男「市民社会科の構想」，社会認識教育学会編『社会科教育のニュー・パースペクティブ』，明治図書，2003年，pp.44-53。
- 池野範男「公共性問題の射程－社会科教育の批判理論－」，日本社会科教育学会『社会科教育研究』第92号，2004年，pp.9-20。
- 市野川容孝「権力論になにができるか」，奥村隆編『社会学になにができるか』，八千代出版，1997年，pp.199-244。
- 伊藤直哉「空間形成学習による地理内容改革」，全国社会科教育学会『社会科研究』第64号，2006年，pp.61-70。
- 今田高俊「社会学の観点から見た公私問題」，佐々木毅・金泰昌編『公共哲学2』，東京大学出版会，2001年，pp.41-58。
- 岩田一彦「社会科地理50年の変遷とその背景」，全国社会科教育学会『社会科研究』第48号，1998年，pp.11-20。
- 岩田一彦「地理的分野の内容構成」，社会認識教育学会編『改訂新版中学校社会科教育』，学術図書出版，2000年，pp.35-47。
- 岡明秀忠「対抗社会化をめざす社会科」，全国社会科教育学会『社会科研究』第39号，1991年，pp.27-38。
- 草原和博「地理教育のカリキュラム編成の理論と構想」，溝上泰編『社会科教育実践学の構築』，明治図書，2004年，pp.146-155。
- 草原和博『『社会科地理』をめぐる論争の構図』，『鳴門教育大学研究紀要（教育科学編）』第20巻，2005年，pp.171-183。
- 小原友行「社会的な見方・考え方を育成する社会科授業論の革新」，社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第10号，1998年，pp.5-12。
- 齋藤純一『公共性』，岩波書店，2000年。
- 篠原一『市民の政治学』，岩波書店，2004年。
- 総合研究開発機構『逆都市化時代の都市・地域政策』，NIRA 研究報告書，2005年。
- 田崎英明「公共圏」，『現代思想』第28巻第3号，青土社，2000年，pp.8-13。
- 戸田善治『『シティズンシップ・エデュケーション』論の社会科教育学的検討』，全国社会科教育学会『社会科研究』第64号，2006年，pp.21-30。
- 永田忠道「地理的認識における自国の比重とスタンス」，『社会科教育』No.503，明治図書，2001年8月号，pp.13-15。
- 永田忠道「地理的見方考え方」，星村平和監修『CD-ROM版中学校社会科教育実践講座 理論編3』，ニチブン，2002年，pp.13-18。
- 西村幸夫「コモンズとしての都市」，植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『都市の再生を考える 第7巻』，岩波書店，2005年，pp.5-27。
- 服部一秀「地理授業改革のための基本的視点」，東書教育シリーズ『生きる力を育む新しい社会科学習の方向』，東京書籍，2001年，pp.4-7。
- 服部一秀「地誌教育と系統地理教育」，星村平和監修『CD-ROM版中学校社会科教育実践講座 理論編3』，2002年，pp.6-12。
- 服部一秀「地理科・歴史科・公民科から社会科への変革要件」，日本教科教育学会『日本教科教育学会

- 誌』第27巻第1号，2004年，pp.25-34.
- 花田達朗『公共圏という名の社会空間』，木鐸社，1996年.
- 丸山真男『日本の思想』，岩波書店，1961年.
- 水山光春「批判的シティズンシップの育成をめざす社会科授業」，全国社会科教育学会『社会科研究』第64号，2006年，pp.11-20.
- 森分孝治「対抗イデオロギー教育」，『社会科教育』No.359，明治図書，1992年，pp.119-124.
- 山脇直司『公共哲学とは何か』，筑摩書房，2005年.
- 山口定『市民社会論』，有斐閣，2004年.
- 吉村功太郎「市民性の育成をめざす社会科授業の開発」，社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第17号，2005年，pp.61-69.

謝辞

学習指導計画「大型店の郊外立地規制？」の作成にあたり，藤原真史先生（山梨大学教育人間科学部共生社会講座）より貴重な助言をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

付記

本小稿は，全国社会科教育学会第55回全国研究大会（2006年10月29日，於福井大学教育地域科学部）における課題研究第3分科会（「公共性」の視点から社会科授業を改革する）での発表資料を加筆修正したものである。